

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成26年9月26日					
		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) カルビー株式会社 代表 取締役社長 伊藤秀二 電話 03-5220-6222					
主たる業種	食料品製造業 その他のパン・菓子製造業						
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	生産設備の省エネルギー化の改善を行うことで、原単位で年1%の温室効果ガスの削減を目指す。						
計画を推進するための体制	カルビーグループ環境マネジメントシステム及び工場長を長とする綾部工場省エネルギー委員会						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量 評価の対象となる排出の量	7,894.4トン 7,894.4トン	8,444.7トン 8,444.7トン	8,275.2トン 8,275.2トン	8,089.2トン 8,089.2トン	4.8パーセント 4.8パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠	26年度は25年度と比較して生産量の増加が見込まれる為、以降、削減目標の2%減とした。					
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産量×1/1000)	2.02	1.98	1.94	1.90	-3.33パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		基準は25年度を電気排出係数0.514で再計算した。以後0.514の係数を用いて計算し、削減目標2%減とした。					
具体的な取組及び措置の内容	重点的に実施する取組の実施計画	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考	
		94.0セン	94.0セン	94.0セン	100.0セン		
		(26)年度	燃料使用量の削減(LED照明の導入、蒸気ボイラーの更新)				
	(27)年度	燃料使用量の削減(蒸気送気ロスの削減、温水加温ヒートポンプの導入検討)					
	(28)年度	設備の改善により、排出量削減に努める					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	駐車場におけるアイドリングストップを徹底する。					
	上記の措置を採用する理由	山奥で近くに利便性のある公共交通手段がなく、上記しか選択肢無し。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	①省エネ啓蒙活動 ②廃棄物量の把握・削減活動 ③エコ検定の勧め～社内学習会開催 ④エネルギー管理士受験の勧め						
特記事項	温室効果ガスの排出量の基準年度については、平成25年度から遅い生産時間を延長している為、それ以前と計画年度との比較ができないので平成25年度を基準年度とした。全社の地球温暖化防止への取組みとして、エコ・フレーの見える化・ヒートポンプの導入・ハイブリッドの高効率運転等によるエネルギーの効率化に取り組んでいます。また、エコドライブの推進・モーダルシフト・共同配送を実施することで輸送時のCO ₂ 排出抑制にも取り組んでいる。						

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。